

件名 ミネソタ州における自宅滞在命令の延長について

ポイント

4月8日に、ミネソタ州居住者に対して既に発令されている自宅滞在命令を5月3日23時59分まで延長することが発表されました。状況によってはその後も継続する可能性があります。

本文

4月8日に、ミネソタ州居住者に対して既に発令され、4月10日23時59分までの措置となっている自宅滞在命令を5月3日23時59分まで延長することが発表されました。状況によってはその後も継続する可能性があります。命令の内容は前回と同様です。

自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。10人以上の集まりは制限されています。

可能な活動の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ウォーキング, 犬の散歩
- ・他人の介護
- ・引越し, 投票, 葬儀【いずれも, 今回追加】
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤

(「必要不可欠な活動」及び「必要不可欠な仕事」の詳細については、今回発出された以下の命令を参照願います。なお, 不要な旅行を控えるよう強い要請が加わっているので、御注意願います。【今回追加】)

Emergency Executive Order 20-33

https://mn.gov/governor/assets/2a.%20EO%2020-33%20Final_tcm1055-427370.pdf

よくある質問については、以下を参照ください。

<https://mn.gov/covid19/faq/#leave-home>

なお、「必要不可欠な仕事」の内容については、今回極めて詳しい解説が公表されていますので、以下を参照願います。【今回追加】

https://mn.gov/deed/assets/critical-worker-definitions-ACC_tcm1045-425195.pdf

また、スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。ミネソタ州内の学校は5月4日まで休校予定です。

自宅滞在命令に従わない者は、最長90日の禁固刑または最大1,000ドルの罰金の対象となる場合があるほか、従業員に違反を要請又は促した事業者は、最長1年の禁固刑または最大3,000ドルの罰金が科される場合があります、更に、地方検察官により、最大25,000ドルの民事罰などが追求される可能性があります。【今回追加】在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。